

性教育の充実を求める意見書

日本において、インターネットや SNS などのコミュニケーションツールが進化する中、青少年が、性についてのリスク(性的虐待や性的搾取、意図しない妊娠や性感染症)にさらされやすい状況がある。また、性に関する相談がしにくく、悩みを抱える子ども達が多くいる。この背景には、日本の性教育の遅れがある。諸外国に比べ、日本では性教育が圧倒的に足りていない。さらに、学習指導要領には、人の受精や妊娠の経過は取り扱わないとする、いわゆる「はどめ規定」があり、授業で性交や避妊について教える妨げとなっている。

国際的な性教育の指針となっている国連の International Technical Guidance on Sexuality Education(国際セクシュアリティ教育ガイダンス)の中には「若者が責任ある選択をするための科学的で正しい知識やスキルを、年齢に応じ、その文化にあったかたちで身に着けることで、性行動が慎重化し、リスクを減らすことができる」という表現があり、世界中の性教育を研究した結果として、適切な年齢での性教育の重要性を述べている。この「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs)の中の「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことを実現させる方策の一つに位置づいている。日本においても科学的な知見に基づいた性教育を子どもの発達段階に応じて義務教育の期間中に施すことで、若年層がさらされている性的リスクへの被害軽減につながるものと考ええる。

一方、学習指導要領に記載の文言がハードルとなり、柔軟な性教育のカリキュラムや実践が一部の自治体や学校にとどまっている現状がある。どこに住んでいても、すべての子どもが等しく、充実した性教育を受けられる環境を整備することが必要である。

よって国に対し、性教育の充実のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 一 子どもの発達段階に即した科学的な知識を得られるための教育を受けられるよう、学習指導要領の枠にとらわれず、学校や教員が適切な授業を柔軟に行えるようにすること。
- 一 学校教育における「性教育」については、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が中心となって作成された包括的性教育、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を生かしていくこと。
- 一 今後の学習指導要領の改訂にむけて、特に、中学校保健体育の「妊娠の経過は取り扱わないものとする。」との「はどめ規定」の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。